

# 令和4年度 球磨川流域 CO<sub>2</sub>削減住宅補助金

▶ リフォーム  
▶ 被災住宅再建



熊本県では、球磨川流域地域<sup>※1</sup>における住宅のリフォーム・再建に対し  
対象建材費の1/3まで、最大30万円を助成し、住宅の断熱化を推進します

※1 八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村および津奈木町の13市町村

## 助成対象者

- 球磨川流域地域<sup>※1</sup>で住宅のリフォームをする方
- 令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域地域の住宅(半壊以上の被害を受けたもの)を同地域で再建する方  
※令和2年7月豪雨の被災者およびその2親等以内の親族に限ります

## 助成対象住宅

- 次のいずれにも該当する住宅  
(ここでいう「住宅」は建築物省エネ法でいう住宅と同じ)
- 球磨川流域地域<sup>※1</sup>に所在する住宅
  - 申請者が自ら所有または居住する住宅
  - 店舗等併用住宅の場合は住宅部分のみ

## 助成額

- 次の金額のうち小さい額  
(1,000円未満切捨て)
- 対象となる建材費(窓・ガラス、断熱材)の1/3 \*工事費、消費税を除く
  - 30万円



## 助成対象工事

高性能建材(窓・ガラス、断熱材)を用いた住宅のリフォーム・再建

**必須** 冷暖房を使用する部屋の  
外気に接する全ての窓・ガラスの断熱施工

**対象建材** ▶ 高性能 窓・ガラス

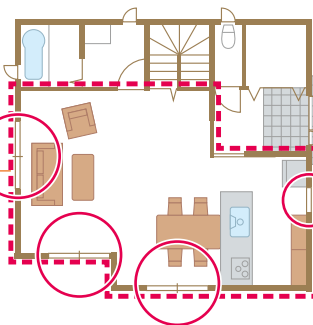
環境省 断熱リノベ補助金の対象製品(熱貫流率2.33以下)<sup>※2</sup>

**任意** 冷暖房を使用する部屋の  
外気等<sup>※3</sup>に接する壁・床・天井・屋根の断熱施工

**対象建材** ▶ 高性能 断熱材

環境省 断熱リノベ補助金の対象製品(熱伝導率0.041以下)<sup>※2</sup>

- 一部屋以上の工事が必須です(部屋数の上限はありません)
- 再建の場合は平成28年省エネ基準(建築物省エネ法)に適合する必要があります
- 補助対象となる窓・ガラス・断熱材の工事に着工済の場合は助成対象外となります



**例** 窓・ガラスの場合

一つ以上の部屋において、  
外気に接する全ての窓に  
高断熱窓を設置すること

※2 対象製品は次の一覧に記載されています

- 令和2年度 対象製品一覧 [https://sii.or.jp/moe\\_material02/search/](https://sii.or.jp/moe_material02/search/)
- 令和3年度 対象製品一覧 <https://r3.ekes.jp/>
- 令和4年度 対象製品一覧 <https://ekes.jp/>



※3 基礎部分や天井裏を含みます

熊本県は  
「2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」を  
目指しています。

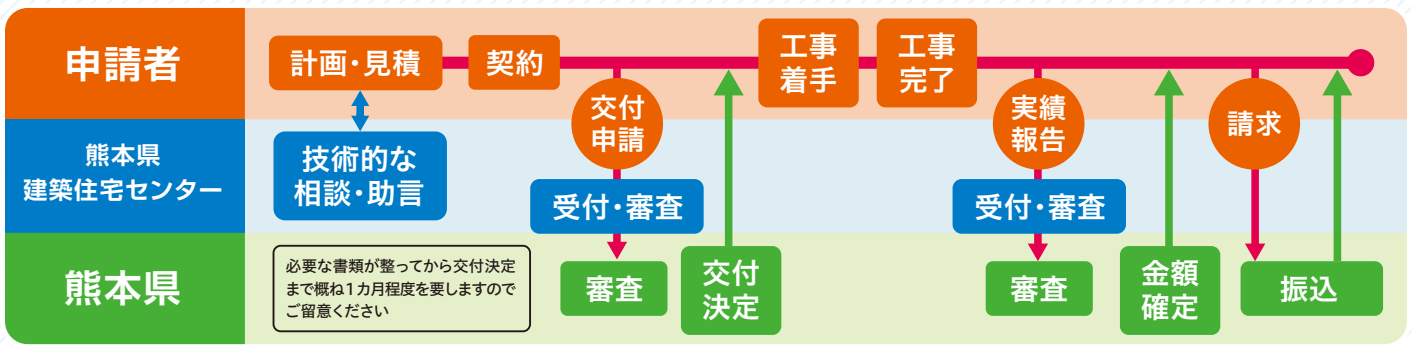
熊本県は、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現します。



高断熱住宅でCO<sub>2</sub>削減!光熱費削減!

高断熱の住宅は、室内の空気を逃さず、屋外からも熱や冷気が入ってこないことから、冷暖房を使い過ぎず、消費エネルギーを抑え、CO<sub>2</sub>を削減することができます。高断熱住宅で光熱費を抑え、快適な暮らしを実現しましょう。

## ◆ 申請手続の流れ ◆



## ◆ 募集期間 ◆

令和4年4月1日～令和5年1月31日



## ◆ 申請に必要な書類 ◆

申請に必要な書類は熊本県ホームページからダウンロードできます



### 交付申請

- ✓ 交付申請書（様式あり）
- ✓ 付近見取図
- ✓ 工事計画書（様式あり）
- リフォームの場合のみ
- ✓ 工事箇所ごとの工事着手前の写真
- 再建の場合のみ
- ✓ 被災した住宅の所在地および被災の程度（半壊以上）が確認できる書類の写し（罹災証明書の写し等）
- ✓ 省エネ基準適合に関する説明書類の写し  
または同基準に適合することが確認できる書類の写し
- 長屋建住宅または共同住宅等の場合のみ
- ✓ 補助事業に要する経費の内訳書（様式あり）

### 実績報告

- ✓ 実績報告書（様式あり）
- ✓ 施工証明書（様式あり）
- ✓ 工事内容が確認できる図面、仕様書等
- ✓ 工事請負契約書または工事注文請書等の写し
- ✓ 領収書、金融機関振込依頼書等の写し
- ✓ 工事箇所ごとの工事完了後の写真
- 再建の場合のみ
- ✓ 省エネ基準適合証明書（様式あり）  
または同等の内容が証明されているものの写し
- 長屋建住宅または共同住宅等の場合のみ
- ✓ 補助事業に要した経費の内訳書（様式あり）
- 提出期限：補助事業完了の日から起算して30日を経過した日  
または令和5年3月31日のいずれか早い期日

- 国の既存住宅における断熱リフォーム支援事業は、本制度と併用することができます
- 県の自宅再建利子助成制度は、本制度と併用することができます
- 災害救助法による応急修理制度を利用した方は、応急修理工事完了後に新たに断熱工事をする場合、本制度を利用できます

## ◆ 申請書提出先 ◆



[ 一般財団法人熊本県建築住宅センター ]

🕒 受付時間：午前8時30分～午後5時  
（土・日曜、祝日および12月29日～1月4日を除く）

☎ 096-385-0771

📍 〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目32-1

